

令和6年3月21日

令和6年度市政運営の基本方針

国分寺市長 井澤邦夫

令和6年2月22日に表明した「令和6年度施政方針」に則して各部の運営方針及び組織目標を定め、令和6年度の主な取組を着実に推進すること。

なお、各部の運営方針及び組織目標を定めるに当たっては、下記の事項も踏まえるとともに、現在までの対応状況を検証・分析し、広く情報収集に努め、業務改革の視点を盛り込むこと。

記

1 施政方針を踏まえた対応

(1) 令和6年度は、市制施行60周年と新庁舎への移転を迎える節目の年となる。記念事業をはじめとした様々な取組を通じて、市内外に向けて市の魅力を発信するとともに、市民、事業者等と共に更なるまちの活性化を図っていくこと。また、新庁舎への移転を契機として、職員一人一人が新たな執務環境に合わせて働き方の見直しを進め、個人と組織においてこれまで以上に高いパフォーマンスを追求し、行政サービスの一層の向上を図ること。

(2) 令和6年能登半島地震により市民の防災意識が高まっていることを受け、安全・安心で強靱^{じん}なまちづくりを一層推進するため、新庁舎への

移転に伴う各種計画・マニュアルの見直しを進めるとともに、引き続きハード・ソフトの両面から自助力・共助力・公助力の強化につながる事業を展開すること。

(3) エネルギー・食料品価格等の物価高騰は、いまだ市民生活や地域経済に影響を及ぼしており、市内の経済動向等を注視した上で、適時適切に支援策を講じること。

(4) 『国分寺市行政デジタル化推進計画』に基づき、急速な進化を遂げているデジタル技術を積極的に活用し、効果的かつ効率的に事務を執行することで、行政サービスの更なる充実につなげること。

(5) 2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、『国分寺市役所ゼロカーボン行動計画』及び『国分寺市ゼロカーボン行動計画』に掲げる理念の下、あらゆる施策と事業において脱炭素の視点を取り入れるとともに、市民、事業者等との連携・協働により地域の課題解決と更なる価値の創出につながるGXの推進を目指すこと。

2 『国分寺市総合ビジョン』等を踏まえた方針

(1) 令和6年度は、『国分寺市総合ビジョン』の最終年度であり、『国分寺市ビジョン』に掲げる未来のまちの姿「魅力あふれ ひとがつながる 文化都市国分寺」の実現に向けて、施策の進捗を考慮の上、『国分寺市ビジョン後期実行計画』に位置付けた各施策を着実に実行すること。また、『第2次国分寺市総合ビジョン』の策定に当たっては、現下の急速な社会状況の変化を的確に捉えつつ、市民と共に明るい未来のまちの姿を描けるよう、様々な分野のステークホルダー等と意見

交換を行いながら、全庁一丸で施策の検討・立案に取り組むこと。

- (2) 『第Ⅰ期 国分寺市業務改革プロジェクト』に掲げる理念の下、職員一人一人が業務改革（BPR）の視点を持ち、既成概念にとらわれずに業務効率化を追求し、これにより生み出された時間は、真に職員が担うべき業務へ集中させること。
- (3) 本市が持続可能な自治体で在り続けるためには、充実した行政サービスの提供と堅実な財政運営を両立させる必要がある。このことを職員全員が十分に認識し、形骸化した事業等のスクラップを視野に入れた行政資源の「選択と集中」と新たな財源の獲得に向けた視点を持ち、行財政運営を「自分ごと」として捉え事務事業を執行すること。

3 適正な事務執行の確保に向けた方針

- (1) 職員一人一人が改めて仕事の目的とアウトカムを意識し、業務フローに沿って的確に事務事業を執行すること。
- (2) 根拠法令等を確認・理解し、遵守した上で、適正な手続を経て事務事業を執行すること。不適切な事務執行は、市民の本市に対する信用失墜につながることから、重層的なチェック体制を構築し、その仕組みを確実に機能させること。また、事案の重要度、影響度等に応じて所管課限りの扱いや判断とせず、適時適切に部内・庁内で共有し、市として最善の対応を図ること。
- (3) 市民への説明責任を十分に果たし、市政運営の透明性を確保するとともに、庁内横断的に情報共有を図り、組織の縦割りによる弊害を厳に排除すること。
- (4) 社会情勢や地域の動きを含め、本市が抱える課題を取り巻く状況の変

化について、的確に把握するよう努めること。得られた情報は、必ず関係部署と共有を図り、課題解決に向けて機を逸することなくスピード感を持って対応すること。

(5) 常に市民目線に立ち、市民に寄り添う現場主義を徹底し、迅速かつ正確に事務事業を執行すること。即応すべき事案が発生し、予算を要することとなる場合は、速やかに財政部門と協議すること。

(6) 個人情報保護に関する法律が改正され、漏えい、滅失、毀損等により個人の権利・利益を害するおそれ大きい事案が発生した場合には、国の個人情報保護委員会への報告が義務化された。個人情報の取扱いについては、これまで以上に慎重に行うとともに、指定管理者等の関係団体も含め更なる注意喚起を行いながら、漏えい等の防止に向けた対応を徹底すること。

(7) 超過勤務については、所属長だけでなく、所属部長においてもこれまで以上に的確な業務実態の把握と適切な職員のマネジメントを行うこと。その上で、互いに協力してタイムパフォーマンスを高めるための体制の構築や抜本的な業務の見直しを行い、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革を推し進めること。

(8) 新庁舎への移転や公共施設マネジメントを考慮し、二重投資となることがないように、計画的・効率的な予算執行をすること。

(9) 令和6年度当初予算に計上した事業に早期着手し、確実に実行できるよう、適時適切に進行管理を行うこと。

4 職員の人材育成に向けた方針

(1) 『国分寺市人材育成基本方針（第3期）』及び『国分寺市人材育成実

施計画』を踏まえ、職員の育成・指導を行うこと。また、『ハラスメントの防止等に関する指針』を周知徹底し、良好な職場環境を維持すること。

- (2) 少子高齢化の進展，市民の価値観の多様化などの社会環境の変化に柔軟に対応し，持続可能な市政運営を行うため，一歩先を見据えて自律的に行動できる職員の育成を行うこと。また，行政のデジタル化の推進に向け，職員一人一人がデジタル技術を駆使することができるよう，知識及び能力の向上に取り組むこと。
- (3) 公務の内外を問わず，常に国分寺市職員としての自覚と責任を持って行動すること。
- (4) 「国分寺市民」の一人として，積極的に地域づくりに関わる場に参加し，市民と共にまちづくりを進めることができる職員の育成を行うこと。

5 各部の運営方針等の取扱い

この基本方針に基づく「各部の運営方針」と「目標設定」については，4月初旬に実施する市長，副市長又は教育長との面談時に提出すること。

また，人事異動の内示を受けた者は，事務引継ぎを丁寧かつ確実に行った上で，新たな配属先の運営方針等を作成すること。